

東神楽町新型コロナウイルス 感染症対策特別支援金

国の「一時支援金」及び「月次支援金」または北海道の「特別支援金A・B・C」に町独自の支援金で上乗せ支援します。

1 給付対象者

町内に主たる事業所を有し事業を行っている法人又は個人事業者で国の「一時支援金」及び「月次支援金」または北海道の「特別支援金A・B・C」を申請し給付決定された者。

2 支援金額

法人 10万円以内

個人 5万円以内

※国の「一時支援金」の1/6または「月次支援金」の1/2まで。

※道の「特別支援金A・C」の1/2または「特別支援金B」の同額まで。

※1万円未満の端数は切り捨てます。

3 申請期間

令和3年4月26日（月）から 令和4年2月28日（月）まで

4 申請書類・持ち物

- ① 特別支援金申請書兼請求書
- ② 国の一時支援金又は道の特別支援金の給付通知書の写し
- ③ 東神楽町内で事業を行っていることがわかる書類の写し（営業許可証など）
- ④ 振込先口座通帳の写し
- ⑤ 印鑑

※同一の経営者で複数の給付決定されている場合も1事業者としての取り扱いとさせていただきます。

5 提出先 問い合わせ先

東神楽町産業振興課 0166-83-2114（直通）